

市民参加の必要性と課題

－ 市民参加のWhy? How? －

名城大学教授 昇(のぼる)秀樹

1 はじめに

新城市（市役所の新築問題）、小牧市（図書館の民間委託）での住民投票→いずれも市の原案にNO！

20世紀には考えられなかった21世紀的現象

2 日本におけるデモクラシー、市民参加の歴史

(1) 明治維新：近代国家（1868～） → 「近代」・・・権力が国家に一元化された

近代憲法（大日本帝国憲法）

c f. 仇打ちが許される社会（中世・近世）と

「殺人罪」として罰せられる社会（近代）

「天皇主権」の下で・・・

「 」付きではあるけれど・・・「大正デモクラシー」

1912年（大正元年）～1926年（大正15年）

市民参加の萌芽（主に都市部で・・・サラリーマンの増加）

(2) 敗戦：「憲法」の書き換え・・・（c f. 東西冷戦で敗れたソ連、東欧も

「天皇主権」→「国民主権」

憲法を書き換えた）・・・「敗戦」とは法律学的に

大日本帝国憲法 日本国憲法

いえば「憲法」の書き換え

「社会主義」憲法（計画経済）

↓ あなたが貧しいのはあなたのせいじゃない

↓ 「社会」のせい・・・社会主義

↓ 「自由主義」憲法（資本主義）

(国民・人民) (支配・主権)

国民主権、住民主権の下での政治・行政（DemoCracyはDemosによるCracy）

1) ①国民・住民が最終意思決定権者 → 選挙で権力者を定める

2) ②最低限①－間接民主主義－だが、デモクラシーが進展すると①に加えて、国民・住民の意思を強く政治・行政に参画させることが求められるようになる。

－ “選挙のときだけの主権者”ではなく“常時主権者”を求め始める・・・

1960年代 ～	NIMBY（迷惑施設）に対する反対住民運動 公害反対等の市民運動
1970年代	飛鳥田一雄横浜市長、美濃部亮吉東京都知事などの革新自治体
1980年代 ～	市民が政策決定過程に参加し、政策提案する市民参加がスタート 情報公開：自治体が主導し（金山町、神奈川県等）国が後追いで法制化
1990年代	パブリックコメント：滋賀県が導入。国も後追い（行政手続法改正） 市民参加（参画）条例：箕面市、藤沢市等 → 安城市 ↓ 市民参加、参画を制度で保障するようになる （「運動」から「制度」へ） c f. 「参加」と「参画」 ・総理府の原案は「男女共同参加社会」 ・女性委員の強硬な主張で…「参画社会」に 日本の1990年代は、経済的には『失われた10年』といわれるが、 行政法的には実りの多い10年だった…（塩川宏東大名誉教授弁）

(3) 21世紀 「市民参加」（住民参加）は当然のことと認識されるようになり、

47都道府県、1700強の市町村で行われるようになる

- ・「情報公開条例」のない自治体は、おそらくない…
- ・多くの自治体が「パブリックコメント」を導入し、市民「参加」or「参画」条例を定める自治体も少なくない

### 3 市民参加のWhy? How?

#### (1) Why?

DemoCracyの政治体制においては「市民」（住民・国民）が「主権者」なのだから、「市民」が国政・地方政に参加・参画するのは当然のこと

↓

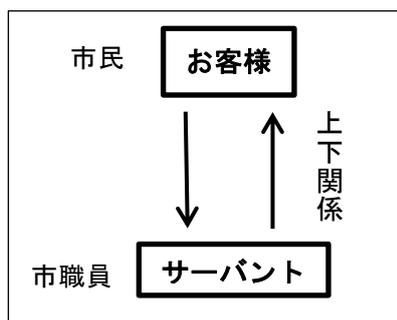
①ただし、ここでいう「市民」とは、「主権者としての市民」「全体としての市民」なのであって、1人1人の市民が主権者というわけではない…

1人1人の個別市民の利害、ワガママの主張等が「市民主権」だから「市民」のいうことを聞かないといけないという訳ではない。Aさん、Bさん、Cさん・・・「総体としての市民」が主権者であって、「Aさんの個別利益の主張」が「主権者である市民の主張」という訳ではない。

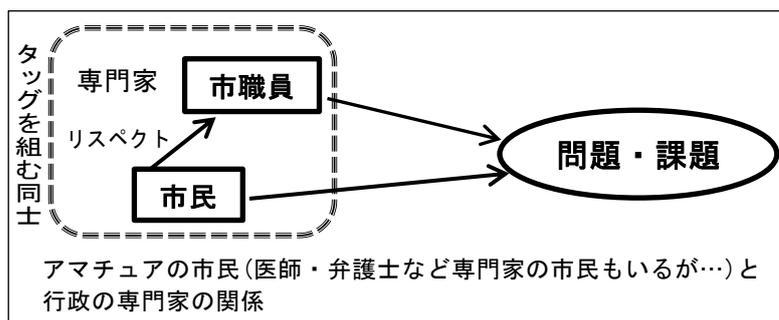
(市民参加にあたっての課題・留意点①)

c f. 市役所と市民の関係 (a) 「CSモデル」ではなく (b) 「協働モデル」で考えるべきでは？

(a) CS(顧客満足度)モデル



(b) 協働モデル



② 「市民投票」で決めていい場合とそうでない場合もあることに注意

ア 専門的な事項は、専門家に委ねる。(c f. 中央銀行の政策金利等を投票で決めている国は、一つもない。外交なども基本的には、国民投票で決めることはない。)

イ その他のことも原則は、議会制民主主義で決める。議会制民主主義が機能していない例外的な場合は、直接民主主義的手法で補完する場合もある。

(2020年オリンピックに向けた「国立競技場問題など」)

半田病院移転問題「住民投票は・・・そぐわない」(大村知事発言 2017.10.31 中日新聞)

## (2) How?

20世紀は、それぞれの自治体がさまざまな「市民参加」に取り組んでいたが

↓

- ・ 21世紀に入ると、自治体で「市民参加」を条例で義務つけるところが出てきた(箕面市、藤沢市など→愛知県では、日進市、安城市など)
- ・ (i)今は、とにかく「2つ以上の市民参加をやればOK」という自治体がほとんどだが、(ii)テーマによって最適の市民参加を選ぶなど市民参加の質を考慮していくことが今後必要。(市民参加にあたっての課題・留意点②)

#### 4 どんな市民参加（市民参画）が望ましいのか？

「民意（市民の意向）は多面体」

- ①時点によって (1960年岸内閣時の安保反対デモ→2015年国民の8割以上が日米安保支持)
- ②エリアによって (辺野古への米軍基地移設 名護市や沖縄県から見る場合と…日本全体で考える場合と…)
- ③問題のたて方によって (2001.9.11NYテロ アメリカの被害者からみる場合とアフガニスタン・イラクの被害者から見る場合と…)

↓  
変わる可能性大・・・

多様な民意をひろいあげる「市民参加」「参画」がもとめられる・・・

1つの民意だけを市民全体の民意と決めつけることは厳につつしまなければならない・・・

“過ぎたるは猶（なお）及ばざるが如し”（論語：中庸の道）

(1) そこで・・・

- ①各審議会、委員会等で「公募委員」の導入
- ②ワークショップの開催
- ③アンケート調査
- ④住民投票
- ⑤選挙・・・すべての人が参加できる基本的な参加の手法  
(①～④より「民意」の正統性が高い場合が多い)

(2) さらに・・・

(1) の①、②では、一部の民意しか反映していない、という批判が出て・・・

c f. 三鷹市における市民参加の例

市議会選挙で落選した人々が市長の100人委員会で中心的な役割を果たし・・・

議会の中から強い批判が出る。

Deliberative Democracy（熟議の民主主義）

（市民参加にあたっての課題・留意点③）

アトランダム（抽選等）に選んだ市民によるワークショップ

有識者にアドバイザー・コーディネーターとして参加してもらって・・・

c f. 民主党政権時の「エネルギーに関する検討会議」

藤沢市や日進市における「熟議の民主主義」の取り組み

「時間」と「お金」がかかるのが難点・・・

## 5 おわりに

・市民参加・参画は日々進化・変化している分野、新城市・小牧市の住民投票等もその一環・・・

・そこで・・・

　　どういう「市民参加・参画」の方法があるのか、日本国内、アジア、欧米・・・

　　世界にアンテナを高くはり、いいものを自分の市町村に導入していくという姿勢が大事

・「民意は多面体」という基本を押さえ、(a)自分の意見だけを「民意」と決め付け、主張するのではなく、(b)他人の意見も聞いて、双方（3方、4方？）の意見を押さえた上で、“よりマシな着地点”を求めて模索していく姿勢が大事（(a)100点満点の解答がある場合はほとんどない。(b)比較多数の人が納得できる解を求めて模索していくスタンスが大切。）